

## (仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について

### 1. これまでの経過

#### [ワーキンググループ]

平成 25 年 9 月から平成 26 年 2 月 全 11 テーマ 計 25 回開催

#### [(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略策定に係る専門家会議]

平成 26 年 2 月 21 日 滋賀県の生物多様性の現状と課題  
2 月 27 日 戦略の構成案の検討  
3 月 5 日 理念・目標・基本方針の検討  
6 月 11 日 骨子 (たたき台) の検討  
8 月 6 日 骨子 (案) の検討

#### [滋賀県環境審議会自然環境部会]

平成 26 年 1 月 22 日 (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定について諮問  
3 月 26 日 理念・目標・基本方針の検討  
7 月 22 日 骨子 (たたき台) の検討  
9 月 24 日 骨子 (案) の検討

#### [環境・農水常任委員会への報告]

平成 26 年 2 月 12 日 (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定について (策定着手の報告)  
8 月 7 日 (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定について (検討経過の報告)

### 2. 今後の予定

平成 26 年 10 月中 タウンミーティングの開催  
平成 26 年 10 月下旬 滋賀県環境審議会から答申  
平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月頃 (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略 (案)  
に対する県民政策コメントの募集  
平成 27 年 3 月 (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定

### 3. 環境審議会自然環境部会における主な意見（平成 26 年9月 24 日）

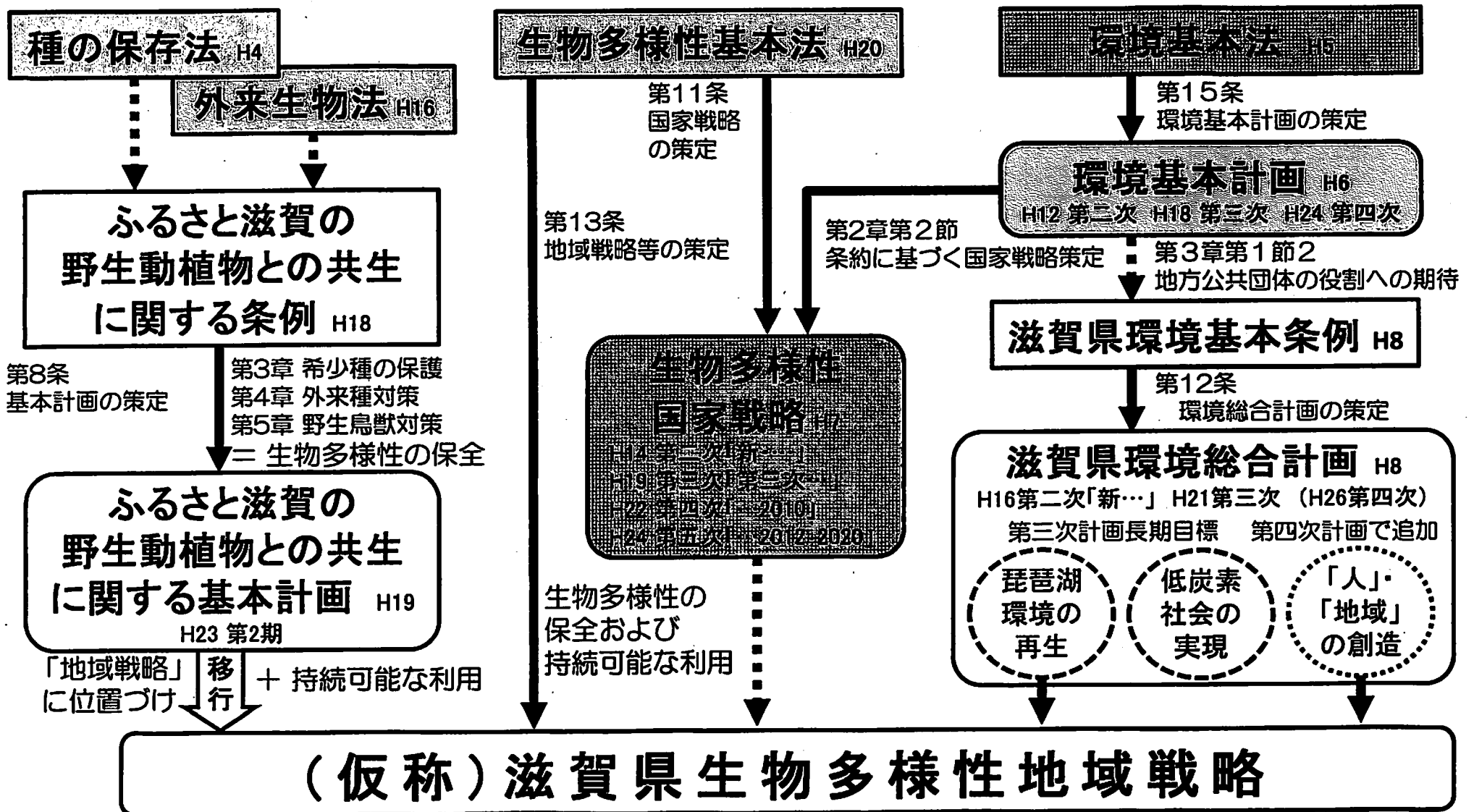
- ・ 行動計画について、現在の取組のみでなく、新たな取組に大いに期待する。
- ・ 多様な主体との連携が重要となるため、「6. 地域戦略の着実な推進」において、経済界等、環境にとどまらない分野の主体との連携を打ち出してほしい。
- ・ 学校教育等と連携した人材育成が重要である。
- ・ 県民が日常的に生物多様性に取り組んでいく力をつけるため、「県民の役割」の項目をさらに充実させた内容とするべき。
- ・ 個人の興味は「水」や「野生動物」などさまざまであっても、それらを切り口として、最終的に生息環境や生物多様性の保全につながっていくということがわかるよう表現にしてほしい。
- ・ 「5. 行動計画」における取組が項目ごとに独立ではなく、連携して行われることがわかるよう、表現に配慮してほしい。
- ・ 「生物多様性の『見える化』」という表現があるが、「見える化」という言葉は通常、数値指標化することを指す場合が多い。この表現が適切か再度検討するべき。

滋賀県環境審議会 自然環境部会委員名簿 (50音順・敬称略)

(任期:平成26年6月1日～平成28年5月31日)

氏名	所属等	備考
石谷 八郎	滋賀県森林組合連合会副会長	
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所代表	
籠谷 泰伸	公益社団法人滋賀県獣医師会	
須藤 明子	日本イヌワシ研究会副会長	
中村 光伸	滋賀県野鳥の会	
西川 晃由	滋賀森林管理署長	
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授	
西野 麻知子	びわ湖成蹊スポーツ大学教授	
秀田 智彦	近畿地方環境事務所長	
平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科講師	
福原 守	一般社団法人滋賀県猟友会会長	
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科教授	部会長
丸尾 恭子	公募委員	

# (仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の位置づけ



生物多様性の危機に対する取組 生態系サービスの持続可能な利用 理解と行動の広まり

□ 法・条令    ▭ 戦略・計画    ⊖ 国によるもの    ○ 滋賀県によるもの

(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略  
骨子(案)概要版

1. 策定にあたって

(1)生物多様性とは

さまざまに異なる生物が、いろいろな場所において互いに関わりあって生息・生育している状態。  
①生態系の多様性 ②種の多様性 ③遺伝子の多様性 の3階層で把握される。

(2)生物多様性の価値

- ・私たちの暮らしは、多様で豊かな生物のさまざまなはたらきによる「自然のめぐみ」に支えられている。
- ・このめぐみは「生態系サービス」と呼ばれ、  
①供給サービス ②調整サービス ③基盤サービス ④文化的サービス の4つに類型化されている。

(3)生物多様性の危機

人間活動の直接/間接の影響や地球温暖化などの地球規模の環境変化による危機が指摘されている。

- ①第一の危機：直接的な捕獲・採集や開発等により生息環境が劣化・破壊される危機
- ②第二の危機：自然への働きかけの縮小により二次的自然の状態が維持されない危機
- ③第三の危機：化学物質や外来種など人間に持ち込まれたものによる危機
- ④第四の危機：地球温暖化など地球規模の環境変化による危機

(4)地域戦略策定の背景

- ・本県は、環境保全への積極的な取組みとともに、人と自然が調和したくらしや文化が醸成
- ・近年、人と自然との関わり方の希薄化や自然環境の変化などにより、生物多様性の損失が進行
- ・愛知目標の採択や国家戦略の改訂などの国の動き  
→滋賀県らしい新たな生物多様性地域戦略の策定

2. 地域戦略の位置づけ

- ・生物多様性基本法第13条に基づく法定計画とする。
- ・滋賀県環境総合計画に基づき、本県の自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全および持続可能な利用に関する総合的かつ基本的な計画とする。
- ・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第8条に基づく基本計画とする。

3. 計画期間および対象区域

(1)計画期間

平成27年度(2015年度)から平成32年度(2020年度)までの6年間

(2)対象区域

滋賀県全域とする

4. 理念と基本的な視点

(1)理念「自然の本来の力を活かし、世代を超えて引き継ぐ『いのちの守(も)り』」

滋賀の生物多様性を保全し、将来にわたって持続可能な形で利用していく上で、自然を人が管理するという人間中心の考え方でなく、自然の状態をよく見ながら、自然本来の力にゆだね、人間は必要な手を加える「守り」という考え方を取り入れていくべき。

(2)基本的な視点

- ①人の暮らしと自然とのかかわりに着目する
- ②滋賀の地域特性と近隣府県を含めた広域視点をもつ
- ③多様な主体の参加により、生物多様性の理解を広げ、その保全のための行動を促す

## 5. 目標と行動計画

### (1)目標

#### ①長期目標 2050年(平成62年)

「滋賀らしい『自然と人とのかかわり』のあり方を発展させることにより、生きものと人とが共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会を実現する。」

#### ②短期目標2020年(平成32年)

I. 生物多様性の危機に対する取組により、生物多様性の劣化が食い止められている。

II. 生態系サービスの持続可能な利用の取組が進み、社会経済活動に生物多様性への配慮が組み込まれている。

III. 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広まっている。

### (2)行動計画

#### A. 野生生物との適切な関係の構築 a)野生生物の保護:「減りすぎ」への対策

- ・野生生物の現況把握
- ・希少野生生物の保護
- ・野生鳥獣の保護

#### b)外来種を含む野生生物の管理:「増えすぎ」への対策

- ・外来種に関する普及啓発
- ・侵略的外来種への対応
- ・琵琶湖等における外来魚への対策
- ・琵琶湖等における水生植物への対策
- ・野生鳥獣の個体数管理
- ・狩猟者の育成と技術向上
- ・被害地域における野生鳥獣対策の推進
- ・森林植生および土壌の保全

#### B. 生息・生育環境の改善

##### a)生息・生育地の保全・復元と連続性の回復

- ・指定地域における生息・生育地の保全
- ・生態系の維持・自然再生への取組
- ・生息・生育地の連続性の保全・再生
- ・人工林を含む森林環境の整備
- ・水田等、農地環境・景観の整備
- ・里山環境・景観の保全・再生
- ・湖岸・内湖環境の保全・再生
- ・湖沼環境のモニタリング
- ・重要文化的景観の保護

##### b)環境に対する影響の低減

- ・農業による環境負荷の低減
- ・生活排水による環境負荷の低減
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・散在性ごみ対策の推進
- ・レジャー活動による環境負荷の低減
- ・公共事業等の開発事業における環境配慮
- ・低炭素社会づくりの推進
- ・フードマイレージ、バーチャルウォーター、エコロジカルフットプリント

#### A. 地域資源の活用、地産地消の推進

- ・地域ブランド化
- ・伝統的工芸の伝承と振興
- ・自然環境を素材とした観光振興
- ・県産材等の森林資源利用の促進
- ・農業・畜産における地産地消
- ・再生エネルギー利用の技術・体制の普及
- ・重要水産種の資源管理・保護増殖

#### B. 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組

- ・生物多様性に配慮した農産物等の生産・販売
- ・企業・事業活動に生物多様性を取り入れる仕組みの構築
- ・生物多様性に配慮した製品のトレーサビリティ

#### A. 生物多様性の「見える化」の促進 a)体験学習・環境学習を通じた普及啓発

- ・野外体験型環境学習プログラムの実施
- ・学校教育における環境教育資料の充実
- ・学校指定や指導者の紹介等による環境学習の支援
- ・参加型体験事業の推進
- ・持続可能な社会を構築する担い手を育む教育(ESD)

##### b)展示・資料により理解を促す

- ・展示会の開催や解説資料の出版、参加型イベントなどの実施
- ・琵琶湖博物館リニューアル

#### B. 人材育成とネットワークの構築

##### a)生物多様性の理解を深め、行動を促すための人材育成

- ・人材育成
- ・リーダー養成

##### b)ネットワークの構築

- ・地域間・世代間のつながりの促進
- ・多様な主体間のネットワークの構築

#### C. 情報・知識の収集・分析と統合

##### a)課題解決型研究の推進

- ・政策課題研究の推進
- ・生物資源関連分野の試験研究
- ・水系・生物の「つながり」再生に向けた研究
- ・地域・大学などとの試験研究分野での連携

##### b)生物多様性に関する基礎的研究の蓄積と普及啓発への活用

- ・博物館施設による研究の推進と普及啓発

##### c)生活知・経験知と科学的知見の統合

## 6. 地域戦略の着実な推進

(1)主体ごとの役割 : 県、市町、県民、NPO等の団体、事業者、教育機関、研究機関に期待される役割を記載

(2)多様な主体の連携 : 県は、情報提供や助言などによって多様な主体間の連携を支援する。

(3)地域戦略の推進と評価 :

庁内関連部局による連絡会議による施策推進および環境審議会や外部委員等で構成される組織による評価

### 資料編

#### 1. 滋賀の生物多様性の特徴

(1)自然的特性 (2)社会的特性

#### 2. 滋賀の生物多様性の現状とそれをめぐる課題

(1)主要な生息・生育環境とその変化 (2)野生生物の現状と課題 (3)人のくらしから見た現状と課題

## (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略 骨子 (案)

### はじめに

1. 生物多様性地域戦略の策定にあたって
  - (1) 生物多様性とは
  - (2) 生物多様性の価値
  - (3) 生物多様性の危機
  - (4) 地域戦略策定の背景
2. 地域戦略の位置づけ
3. 計画期間および対象区域
  - (1) 計画期間
  - (2) 対象区域
4. 理念と基本的な視点
  - (1) 理念
  - (2) 基本的な視点
5. 目標と行動計画
  - (1) 目標
    - ①長期目標 2050年(平成62年)
    - ②短期目標 2020年(平成32年)
  - (2) 行動計画
    - ①生物多様性の危機への取組
      - A. 野生生物との適切な関係の構築
        - a) 野生生物の保護:「減りすぎ」への対策
          - ・野生生物の現況把握
          - ・希少野生生物の保護
          - ・野生鳥獣の保護
        - b) 外来種を含む野生生物の管理:「増えすぎ」への対策
          - ・外来種に関する普及啓発
          - ・侵略的外来種への対応
          - ・琵琶湖等における外来魚への対策
          - ・琵琶湖等における水生植物への対策
          - ・野生鳥獣の個体数管理
          - ・狩猟者の育成と技術向上
          - ・被害地域における野生鳥獣対策の推進
          - ・森林植生および土壌の保全

**B. 生息・生育環境の改善**

**a) 生息・生育地の保全・復元と連続性の回復**

- ・指定地域における生息・生育地の保全
- ・生態系の維持・自然再生への取組
- ・生息・生育地の連続性の保全・再生
- ・人工林を含む森林環境の整備
- ・水田等、農地環境・景観の整備
- ・里山環境・景観の保全・再生
- ・湖岸・内湖環境の保全・再生
- ・湖沼環境のモニタリング
- ・重要文化的景観の保護

**b) 環境に対する影響の低減**

- ・農業による環境負荷の低減
- ・生活排水による環境負荷の低減
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・散在性ごみ対策の推進
- ・レジャー活動による環境負荷の低減
- ・公共事業等の開発事業における環境配慮
- ・低炭素社会づくりの推進
- ・フードマイレージ、バーチャルウォーター、エコロジカルフットプリント

**②生態系サービスの持続可能な利用の取組**

**A. 地域資源の活用、地産地消の推進**

- ・地域ブランド化
- ・伝統的工芸の伝承と振興
- ・自然環境を素材とした観光振興
- ・県産材等の森林資源利用の促進
- ・農業・畜産における地産地消
- ・再生エネルギー利用の技術・体制の普及
- ・重要水産種の資源管理・保護増殖

**B. 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組**

- ・生物多様性に配慮した農産物等の生産・販売
- ・企業・事業活動に生物多様性を取り入れる仕組みの構築
- ・生物多様性に配慮した製品のトレーサビリティ

**③理解と行動の促進**

**A. 生物多様性の「見える化」の促進**

**a) 体験学習・環境学習を通じた普及啓発**

- ・野外体験型環境学習プログラムの実施
- ・学校教育における環境教育資料の充実
- ・学校指定や指導者の紹介等による環境学習の支援
- ・参加型体験事業の推進



- ・持続可能な社会を構築する担い手を育む教育（ESD）
- b) 展示・資料により理解を促す
  - ・展示会の開催や解説資料の出版、参加型イベントなどの実施
  - ・琵琶湖博物館リニューアル
- B. 人材育成とネットワークの構築
  - a) 生物多様性の理解を深め、行動を促すための人材育成
    - ・人材育成
    - ・リーダー養成
  - b) ネットワークの構築
    - ・地域間・世代間のつながりの促進
    - ・多様な主体間のネットワークの構築
- C. 情報・知識の収集・分析と統合
  - a) 課題解決型研究の推進
    - ・政策課題研究の推進
    - ・生物資源関連分野の試験研究
    - ・地域・大学などとの試験研究分野での連携
  - b) 生物多様性に関する基礎的研究の蓄積と普及啓発への活用
    - ・博物館施設等による研究の推進と普及啓発
  - c) 生活知・経験知と科学的知見の統合

## 6. 地域戦略の着実な推進

- (1) 主体ごとの役割
- (2) 多様な主体の連携
- (3) 地域戦略の推進と評価

## 資料編

### 1. 滋賀の生物多様性の特徴

- (1) 自然的特性
- (2) 社会的特性

### 2. 滋賀の生物多様性の現状とそれをめぐる課題

- (1) 主要な生息・生育環境とその変化
- (2) 野生生物の現状と課題
- (3) 人の暮らしから見た現状と課題

## 1. 生物多様性地域戦略の策定にあたって

### (1) 生物多様性とは

生物多様性とは、さまざまに異なる生物がいろいろな場所において互いに関わりあって生息・生育している状態であり、一般に生態系の多様性、種の多様性（種間の多様性）、遺伝子の多様性（種内の多様性）という3つの階層で把握されている。

#### ・生態系の多様性：

さまざまな環境にそれぞれ特有の生物が生息・生育していること

植生：落葉広葉樹林、照葉樹林、草原、植林、湿原、海浜植生、沈水植物帯など

例) 県境部のブナ林、伊吹山頂の草原、里山の雑木林、湖岸のヨシ原など

水域：河川上・中・下流、内湖、湖沼沿岸、表層、深層、溜池、湿原、水田など

例) 愛知川源流、地蔵川（湧水）、西の湖、琵琶湖岩礁域、布施溜、山門湿原など

※生物の生活史のなかで、複数の環境を利用するものもいる。それらにとって、さまざまな種類の環境のつながりが重要。

#### ・種の多様性：

それぞれの環境には多様な種の生物が生息・生育していること

生物群：細菌類、菌類、原生生物、植物、動物など

例) 琵琶湖内で2,200種、滋賀県内で10,000種以上の生物種が生息

古代湖・琵琶湖では60種を超える水系固有種が進化

※地域ごとの種の多様性は、互いに共存してきた生物同士の組み合わせが長い歴史を経て選択された結果であることが重要

#### ・遺伝子の多様性（種内の多様性）：

同一種内における地理的変異や集団内の個体変異のこと

地理的変異：特に移動性の乏しい生物では、同一種内で地域ごとに地理的変異を示す

例) 琵琶湖のアユ（コアユ）の示す独自の生態的特徴

個体変異：同一種の集団（個体群）を構成する個体は、それぞれ遺伝的な特徴を持つ

例) ナミテントウやクチベニマイマイに見られる色彩多型

※地理的変異は地域の生息・生育環境に適した特性が長い歴史を経て選択された結果であることが重要

#### ・地域ごとの生物多様性は長い歴史的過程を経た「自然の遺産」であり、その地域において将来にわたる持続性が期待され、保全のために引き継いでいく目標となりうる

### (2) 生物多様性の価値

私たちの暮らしは、多様で豊かな生物のさまざまなはたらきによる「自然のめぐみ」に支えられて成り立っている。このめぐみは生態系サービスとも呼ばれ、その機能は大きく「供給」、「調整」、「基盤」、「文化」の4つに類型化される。

#### ・供給サービス：私たちの生存の根幹を、食料や資材などを供給することで物質的に支える機能

例) 固有種を含む多様な湖魚、特徴ある地域品種が見られる野菜（蕪など）

#### ・調整サービス：森林植生などによる気候条件の緩和・調節や山地災害の防止などの機能

例) 森林による気候緩和効果

- ・ 文化的サービス：地域の生物が、文化・レクリエーション等、精神・文化的利益に役立つ機能  
例) 地域の生物風土に根ざした伝統・宗教などの文化（ふなずしや近江八景など）、レクリエーションの対象
- ・ 基盤サービス：食物連鎖を通じた物質循環、光合成による酸素供給など環境基盤をなす機能  
例) 琵琶湖の水源を育む森林の働き

### (3) 生物多様性の危機

わが国の生物多様性国家戦略では、生物多様性に対する危機は人間活動の直接・間接の影響を原因とする3つの危機に加えて、地球温暖化をはじめとした地球規模の環境変化による第4の危機が指摘されている。

- ・ 第一の危機：直接的な捕獲・採集や開発等により生息・生育環境が劣化・破壊される危機  
例) 希少種の捕獲・採集、湖岸堤建設による生息・生育環境の分断
- ・ 第二の危機：自然への働きかけの縮小により二次的自然の状態が維持されない危機  
例) 薪炭林や採草地の利用減少
- ・ 第三の危機：化学物質や外来種など人間に持ち込まれたものによる危機  
例) オオクチバスやブルーギル等の外来魚
- ・ 第四の危機：地球温暖化など地球規模の環境変化による危機  
例) 琵琶湖の全循環への影響

### (4) 地域戦略策定の背景

本県は、琵琶湖をはじめとする環境保全への積極的な取組とともに、人と自然が調和したくらしや文化が醸成されてきたが、近年、人と自然との関わりが希薄化し、自然環境の変化などにより、生物多様性の損失が進行している。このような中、愛知目標の採択や国家戦略の改訂を受け、本県の生物多様性の取組を推進するため、滋賀県らしい生物多様性地域戦略を策定することが求められている。

- ・ 平成4年(1992年)「生物の多様性に関する条約」の採択と平成22年(2010年)にわが国で開催された第10回条約締約国会議(COP10)での「愛知目標」の採択
- ・ 平成20年(2008年)「生物多様性基本法」の制定と平成24年(2012年)「生物多様性国家戦略2012-2020」の決定

## 2. 地域戦略の位置づけ

- ・ 生物多様性基本法第13条に基づく法定計画とする。
- ・ 滋賀県環境総合計画に基づき、本県の自然的・社会的条件に応じた生物多様性の保全および持続可能な利用に関する総合的かつ基本的な計画とする。
- ・ ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第8条に基づく基本計画とする。  
※本地域戦略は、従来の基本計画「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」(平成19年(2007年)策定、平成23年(2011年)改訂)を継承するものとし、従来の計画は廃止とする。

### 3. 計画期間および対象区域

#### (1) 計画期間

- ・長期目標：2050年頃の将来像を視野に入れたものとする。
- ・短期目標：「生物多様性国家戦略 2012-2020」に合わせて、平成32年度（2020年度）までの6年間とする。
- ・計画期間中における社会経済情勢の変化などにより対応が必要となった場合には、適宜地域戦略を見直すこととする。

#### (2) 対象区域

- ・滋賀県全域とする。

### 4. 理念と基本的な視点

#### (1) 理念

本地域戦略では、滋賀の自然と人とのかかわりの歴史や経験を活かし、将来にわたって自然の恵みを楽しむことができる社会の実現を目指し、以下の理念を掲げる。

自然の本来の力を活かし、世代を超えて引き継ぐ「いのちの守(も)り」

- 自然との関わり方を表す言葉として「守り(もり)」という表現がある。たとえば、「山の守りをする」「田んぼの守りをする」などという言い方をする。ここでは、「守り」という言葉を、自然を人が管理するという人間中心の考え方でなく、自然の状態をよく見ながら、自然本来の力にゆだね、人間は必要な手を加えるという考え方として提案する。自然を自分の所有物ではなく、預かったものと捉え、責任を持って次の世代に受け継ぐことが重要である。
- 滋賀には、鮒ずしなどの湖魚料理、麻による近江上布、永源寺の木地椀や盆など、人と自然がうまく関わることで育まれてきた多様な文化がある。一方で、田上山など湖南地域の山々は近代以前は大規模に植生が破壊された「はげ山」の状態となるなど、過剰な利用により自然が損なわれる経験もしてきた。
- 「守りをする」という言葉は、このような人と自然との関わり方の歴史と経験を表す表現であり、滋賀の生物多様性を保全し将来にわたって持続可能な形で利用していく上で、取り入れていくべき考え方である。

#### (2) 基本的な視点

生物多様性の保全および持続可能な利用をめざした取組を進めるにあたっては、次の3つを基本的な視点として進めるものとする。

##### ①人の暮らしと自然とのかかわりに着目する

- 滋賀には、古くから人が自然に入り込み、働きかけることによって維持されてきた二次的自然が豊富であり、生物多様性保全の観点から注目されている。たとえば、人が利用するために定期的にヨシを刈ることによって、ヨシの更新が促進され、多様な生物の生息場となるヨシ帯が維持されてきた。
- 人の暮らしと自然との関係が希薄になりつつある中で、古くから培われてきた自然に対するまなざし、自然とのかかわり方の作法を学びながら、自然との関係を再構築する必要がある。
- 再構築にあたっては過去の情報が重要であり、特に高齢者の記憶のなかには、生物多様性を保全するための目標の設定に役立つ要素が含まれていると期待される。絵

屏風づくりや今昔写真比較などを活用しながら、湖国版「なつかしい未来」のイメージを醸成していくことも有効な手段である。

## **②滋賀の地域特性と近隣府県も含めた広域的な視点をもつ**

- 滋賀県は、県域がほぼ琵琶湖集水域と一致しており、行政的にも自然地的にもひとつのまとまった地域単位をなしている。
- 県域内の生態系は、地形、気候、植生などの影響で地域によってさまざまな特徴を持ち、それに対応して暮らしや文化にも地域ごとの特徴がある。たとえば、湖魚を利用した食文化は、湖北地方のイサザのじゅんじゅん、湖西地方のウグイ寿司、彦根近辺のハスの塩焼きなど地域性が見られる。こうした本県の地域特性を活かしながら、滋賀らしい生物多様性の保全や持続的な資源利用を進めていくことが重要である。
- 生物の移動・分布域は府県の境界を越えて広がっていることから、生物多様性の保全にあたっては、近隣他府県も含めた広域的視点が必要である。たとえば、本県に分布するツキノワグマは、岐阜県につながる白山・奥美濃個体群と、京都府につながる北近畿東部個体群があることが知られており、行政界を越えた個体群単位での保護管理が求められる。
- また、本県の生物多様性のありようが、琵琶湖・淀川水系の下流域における生態系サービスに大きな影響を及ぼしうるため、下流域の人々とも保全の考え方や情報を共有しながら、連携した取組を展開することが重要である。

## **③多様な主体の参加により、生物多様性の理解を拡げ、その保全のための行動を促す**

- 生物多様性は、科学的見地から暮らしや文化など幅広い分野に及び、その保全の取組も法令・制度面、社会・経済面、地域に根差した活動など幅広い視点が必要なことから、多様な主体の参加とそれらの有機的な連携が必要である。
- 多くの県民にとって「生物多様性」という言葉はなじみが薄いと思われることから、さまざまな機会を通じて、生物多様性について知る、気づく、または考える機会を設ける。
- 生物多様性の保全や持続可能な利用に関する具体的な事例をわかりやすく示すことによって、暮らしの中で利用している生物多様性の恵みや、何気ない日常生活での行動が生物多様性にどのように影響しているかなど、県民の生物多様性への「気づき」を呼び起こし、身近な行動に結びつけていくよう啓発していく。

## **5. 目標と行動計画**

### **(1) 目標**

目指す姿を共有し、取組を着実に推進するため、以下のとおり長期目標および短期目標を設定する。

#### **① 長期目標 2050年(平成62年)**

滋賀らしい「自然と人とのかかわり」のあり方を発展させることにより、生きものと人とが共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会を実現する。

- 滋賀では、かつては豊かな自然のなかで、それに関わる人々がさまざまな工夫をしながら生態系サービスをうまく利用し、多様な暮らしや文化を育んできた。
- しかし、本県でも生物多様性の危機が進行するとともに、人と自然の関係が希薄化し、このまま進むと、生態系サービスを持続的に享受することが困難となるおそれがある。
- 自然を活用した営みを続けている生業者や自然の素材を活かした伝統技術の継承者から、自然へのまなざしや関わりの智慧や作法を学びながら、生物多様性の危機に対する取り組みを進めるとともに滋賀らしい「自然と人とのかかわり」のあり方を継承・発展させていくことが重要である。
- そのことにより、生きものと人々とが共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開していく社会をつくる。

## ②短期目標 2020年(平成32年)

- I. 生物多様性の危機に対する取組により、生物多様性の劣化が食い止められている。
- II. 生態系サービスの持続可能な利用の取組が進み、社会経済活動に生物多様性への配慮が組み込まれている。
- III. 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広まっている。

- 野生生物の個体数の「増えすぎ」や「減りすぎ」といった自然界のバランスの崩れや、生息・生育環境の劣化・分断化・消失などの生物多様性の危機に対して、劣化を食い止めるための取組を進める。
- また、生物多様性がもたらすさまざまな「生態系サービス」を有効な資源として地域の中で持続的に利用するとともに、社会経済活動の中に生物多様性への配慮を組み入れる取組を推進する。
- 私たちの暮らしが生物多様性からのさまざまな恵みに支えられて成り立っていることは、未だ十分に認識されていないことから、生物多様性が直面する危機の「見える化」を進め、理解を深め、行動につなげていくための取組を行う。

## (2) 行動計画

行動計画の①、②、③に掲げる取組を推進することにより、対応する短期目標 I、II、IIIの達成を目指す。

### ①生物多様性の危機への取組

#### A. 野生生物との適切な関係の構築

##### a) 野生生物の保護：「減りすぎ」への対策

- ・野生生物の現況把握  
滋賀県版レッドデータブックの刊行、生物多様性の現況把握・普及啓発
- ・希少野生生物の保護  
指定希少野生動植物種の指定、保護増殖の計画策定と事業実施、国内希少野生動植物・天然記念物指定生物の保護、イヌワシ・クマタカ保護指針
- ・野生鳥獣の保護  
傷病鳥獣の保護、ツキノワグマ地域個体群の保護管理

b) 外来種を含む野生生物の管理：「増えすぎ」への対策

- ・外来種に関する普及啓発  
滋賀県版外来種リストの作成・維持、外来種に関する普及啓発・監視・防除活動の支援
- ・侵略的外来種への対応  
指定外来種の指定、特定外来生物の適切な防除
- ・琵琶湖等における外来魚への対策  
有害外来魚ゼロ作戦、びわ湖ルール（ノー・リリース）の推進
- ・琵琶湖等における水生植物への対策  
水草（沈水植物）の刈取り・除去、侵略的外来水生植物への対策
- ・野生鳥獣の個体数管理  
特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数管理、関西広域連合との連携による取組、特定外来生物を対象とした防除計画に基づく防除
- ・狩猟者の育成と技術向上  
狩猟免許試験・更新講習の実施による狩猟者の育成、技能講習による狩猟技術の向上
- ・被害地域における野生鳥獣対策の推進  
被害防除推進員の配置による普及啓発、集落ぐるみによる被害対策の推進
- ・森林植生および土壌の保全  
森林病虫獣害への対策、森林土壌の保全

B. 生息・生育環境の改善

a) 生息・生育地の保全・復元と連続性の回復

- ・指定地域における生息・生育地の保全  
琵琶湖国定公園と3つの県立自然公園の管理、生息・生育地保護区の指定、鳥獣保護区の更新・指定、ヨシ群落保全地域の管理、巨樹・巨木の森の整備、生態系レッドデータブックの発行
- ・生態系の維持・自然再生への取組  
伊吹山・鈴鹿山脈等での自然再生・生態系回復
- ・生息・生育地の連続性の保全・再生  
ビオトープネットワーク長期構想に照らした現状点検、エコロジカルコリドー（生態回廊）としての河川・湖岸および森林植生の保全・回復
- ・人工林を含む森林環境の整備  
水源林保全のための仕組みづくり、保安林の指定・保全、治山事業、環境林の整備、長寿の森の推奨
- ・水田等、農地環境・景観の整備  
みずすまし構想、魚のゆりかご水田、棚田保全支援
- ・里山環境・景観の保全・再生  
里山づくり、リニューアル、伝統的農業施設・景観の保全・復元、
- ・湖岸・内湖環境の保全・再生  
湖岸のヨシ群落の保全・再生、湖岸林（ヤナギ林）の管理、魚類等の繁殖・成育場としての内湖の機能回復、干拓された内湖（早崎内湖等）の再生、湖流を阻害する植生（ハス等）の管理

- ・湖沼環境のモニタリング  
琵琶湖の水質及び深底部を含む底質環境等のモニタリングの継続、新しい水質評価手法の開発・導入
- ・重要文化的景観の保護  
重要文化的景観の価値を形成する自然的特性等の保存と活用の推進（現在4か所指定：近江八幡の水郷、高島市海津・西浜・地内の水辺景観、高島市針江・霜降の水辺景観、東草野の山村景観）

#### b) 環境に対する影響の低減

- ・農業による環境負荷の低減  
環境こだわり農業の推進
- ・生活排水による環境負荷の低減  
下水道の整備、浄化槽の設置・維持管理
- ・廃棄物の適正処理の推進  
産業廃棄物の適正処理の推進、不法投棄の監視・未然防止、不法投棄現場の原状回復、
- ・散在性ごみ対策の推進  
環境美化活動および環境美化に関する監視・啓発活動の推進
- ・レジャー活動による環境負荷の低減  
環境配慮非対応エンジン搭載のプレジャーボートの航行禁止、プレジャーボートの航行区域の制限、釣り上げた外来魚のリリース禁止
- ・公共事業等の開発事業における環境配慮  
国土利用計画による土地利用の計画的調整、公共事業（砂防工事、法面緑化・植栽等）における環境配慮、環境アセスメント制度・生物環境アドバイザー制度の運用
- ・低炭素社会づくりの推進  
低炭素化の技術開発、低炭素化に向けた活動の支援、低炭素化への個人の取組の推進
- ・フードマイレージ、バーチャルウォーター、エコロジカルフットプリント

### ②生態系サービスの持続可能な利用の取組

#### A. 地域資源の活用、地産地消の推進

- ・地域ブランド化  
滋賀まるごとブランド化計画、ココクール事業の推進
- ・伝統的工芸の伝承と振興  
伝統的工芸品の指定
- ・自然環境を素材とした観光振興  
自然素材を活かした観光誘客、エコツーリズムの振興
- ・県産材等の森林資源利用の促進  
低層の公共建築物の木造化と県産材利用の推進、環境こだわり住宅・「淡海の家」の推進、木製品の利用促進、間伐材搬出の支援
- ・農業・畜産における地産地消  
家畜飼料の県内自給率の向上とブランド化
- ・再生エネルギー利用の技術・体制の普及



地域主導型再生可能エネルギーの普及、農村地域における再生可能エネルギーの普及

- ・重要水産種の資源管理・保護増殖  
アユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、セタシジミ等、水産資源として重要な種を対象に、種苗の生産・放流などによる保護増殖に取り組み、適正な資源管理を図る。

#### B. 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組

- ・生物多様性に配慮した農産物等の生産・販売  
魚のゆりかご水田米、里山保全と生態系サービスの利用についての検討
- ・企業・事業活動に生物多様性を取り入れる仕組みの構築  
生物多様性保全活動を評価・認証する制度の検討、生物多様性の表彰制度  
(しが生物多様性大賞)
- ・生物多様性に配慮した製品のトレーサビリティ  
森林認証制度、「びわ湖材」の産地証明制度の普及

### ③生物多様性に対する理解と行動の促進

#### A. 生物多様性の「見える化」の促進

##### a) 体験学習・環境学習を通じた普及啓発

- ・野外体験型環境学習プログラムの実施  
びわ湖フローティングスクール、森林環境学習「やまのこ」事業、農業体験学習「たんぼのこ」事業
- ・学校教育における環境教育資料の充実  
環境教育副読本の改訂に伴う内容の充実
- ・学校指定や指導者の紹介等による環境学習の支援  
環境教育モデル校制度、エコ・スクール制度、環境学習のサポート、環境教育リーディング事業
- ・参加型体験事業の推進  
生物多様性普及推進事業、協働の森づくり啓発、がんばれフクロウくん塾、漁師と一緒に琵琶湖の恵みを食べようプロジェクト、ワタカで学ぶ南湖再生事業、幼児期の自然体験型環境学習
- ・持続可能な社会を構築する担い手を育む教育（ESD）

##### b) 展示・資料により理解を促す

- ・展示会の開催や解説資料の出版、参加型イベントなどの実施  
博物館等の展示施設における常設展示及び企画展・特別展等の展示会、観察会・見学会等の開催
- ・琵琶湖博物館リニューアル

#### B. 人材育成とネットワークの構築

##### a) 生物多様性の理解を深め、行動を促すための人材育成

- ・人材育成
- ・リーダー養成

- b) ネットワークの構築
  - ・地域間・世代間のつながりの促進
  - ・多様な主体間のネットワークの構築
- C. 情報・知識の収集・分析と統合
  - a) 課題解決型研究の推進
    - ・政策課題研究の推進
      - 琵琶湖環境科学研究センターによるプロジェクト研究
    - ・生物資源関連分野の試験研究
      - 農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場における各種試験研究
    - ・水系・生物の「つながり」再生に向けた研究
    - ・地域・大学などとの試験研究分野での連携
      - 環びわ湖大学・地域コンソーシアムとの連携
  - b) 生物多様性に関する基礎的研究の蓄積と普及啓発への活用
    - ・博物館施設による研究の推進と普及啓発
      - 琵琶湖博物館における総合研究・共同研究・専門研究、人文社会系博物館施設における生物多様性に関連した研究・事業
  - c) 生活知・経験知と科学的知見の統合

## 6. 地域戦略の着実な推進

### (1) 主体ごとの役割

- 県は、生物多様性の保全と持続可能な利用のための施策を推進するとともに、多様な主体による活動の支援を行うことが期待される。また、その効果的な推進のため、庁内における関連部局の連携を強化するとともに、生物多様性に関する情報を一元的に管理するための体制づくりを検討することが求められる。
- 市町には、地域住民に近い基礎自治体として、地域の自然的・社会的条件に対応した施策や、自治会等による活動の支援を行うことが期待される。
- 県民には、生物多様性が日常の生活に密接に関わっていることについて理解を深め、生物多様性の保全や持続可能な利用に沿った生活を行い、また、各種の保全活動に参加することが期待される。
- NPO等の団体には、地域特性に応じた保全・調査活動の主体、地域の環境学習等におけるアドバイザーとしての役割が期待される。
- 企業・事業者には、企業活動における環境負荷の低減や新たなネイチャーテクノロジーの開発に加え、社会貢献活動（CSR）の一環としての保全活動の実施や、地域活動への参加やその支援などが期待される。
- 学校等教育機関には、環境教育や身近な体験学習を通じ、県民が幼少時から生物多様性の理解を深めることができるような取組が期待される。
- 大学・博物館等の研究機関には、生物多様性の保全に資する実態解明のための研究調査や、持続可能な利用に資する応用的研究・技術開発が期待される。

## **(2) 多様な主体の連携**

- 県は、生物多様性保全活動支援センター、環境学習センター等の拠点を活用し、情報提供や助言などの支援をおこなうことによって、多様な主体間の連携を支援する。
- また、生物多様性自治体ネットワークに参加する全国の地方自治体や国と連携を取りながら、効果的な施策の展開をはかる。

## **(3) 地域戦略の推進と評価**

- 県庁内に関連部局で構成される「生物多様性地域戦略連絡会議」を設置し、生物多様性の保全と持続可能な利用のための施策を推進する。
- 本地域戦略の計画期間は平成 32 年（2020 年）までの 6 年間であるため、その中間点となる平成 29 年（2017 年）に推進状況を点検し、中間評価を行う。
- 滋賀県環境審議会、および本地域戦略策定に当たり協力いただいたワーキンググループの構成員や専門家会議の委員で構成される地域戦略推進組織に、生物多様性関連施策に関する助言や、推進状況についての評価を求める。

## **資料編**

### **1. 滋賀の生物多様性の特徴**

- (1) 自然的特性
- (2) 社会的特性

### **2. 滋賀の生物多様性の現状とそれをめぐる課題**

- (1) 主要な生息・生育環境とその変化
- (2) 野生生物の現状と課題
- (3) 人の暮らしから見た現状と課題

# 生物多様性

# タウンミーティング



のお知らせ

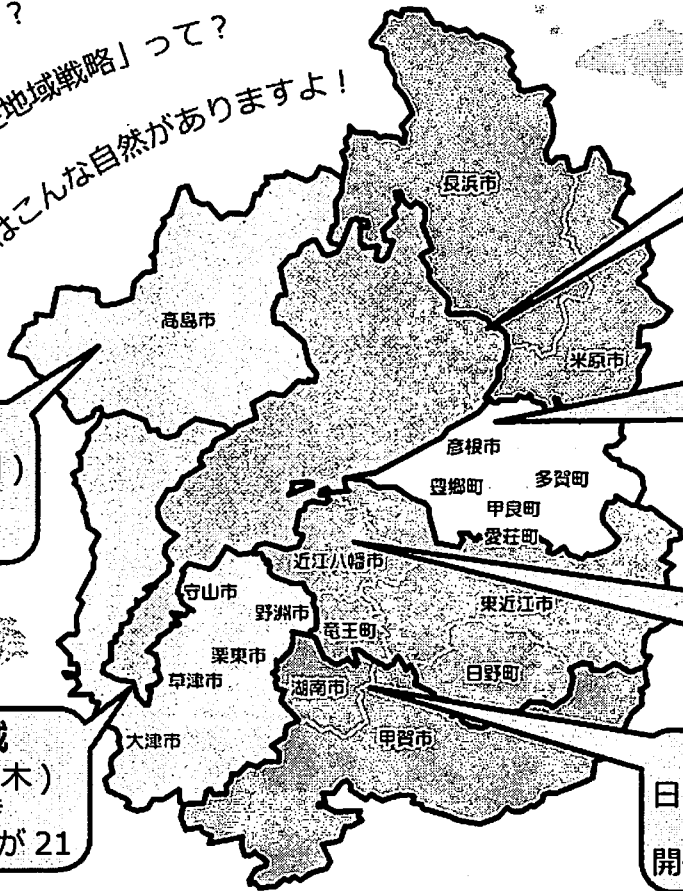
- 滋賀県では、自然のめぐみを守り、将来にわたって利用できるように、「(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略」の策定を進めているところです。
- 今回は、県内にお住まいのみなさまから、地域の自然の特徴や、くらしとのかかわりについて、具体的なお話を伺います。
- 地域の自然に詳しいみなさまの声を、県の戦略に反映させませんか？



生物多様性ってなんだろう？

滋賀県の「生物多様性地域戦略」って？

私の地域にはこんな自然がありますよ！



### 高島地域

日時：10月26日(日)  
15時～17時  
場所：高島市内

### 湖北地域

日時：10月22日(水)  
19時～21時  
開催場所：長浜文化芸術会館

### 湖東地域

日時：10月16日(木)  
19時～21時  
開催場所：彦根勤労福祉会館

### 東近江地域

日時：10月15日(水)  
19時～21時  
開催場所：八日市商工会議所

### 大津・南部地域

日時：10月23日(木)  
19時～21時  
開催場所：コラボしが21

### 甲賀地域

日時：10月21日(火)  
19時～21時  
開催場所：碧水ホール

**参加費：無料**

**参加申し込み：不要**

**プログラム概要：**

- ❁ 生物多様性とは何かについてご説明します
- ❁ 生物多様性地域戦略の概要についてご説明します
- ❁ 皆さんの地域の生物多様性に関するご意見を伺います

主催：滋賀県

連絡先：TEL:077-528-3483

FAX:077-528-4846

滋賀県琵琶湖環境部 自然環境保全課生物多様性戦略推進室 (担当：三宅)

# プログラム



	<内 容>	<時間>	(高島会場)
開会	あいさつ/趣旨説明	19:00~19:05	(15:00~15:05)
第1部 情報提供	・生物多様性について	19:05~19:10	(15:05~15:10)
	・地域戦略とは	19:10~19:15	(15:10~15:15)
	・地域戦略の概説	19:15~19:20	(15:15~15:20)
第2部 ワークショップ	・アイスブレイク	19:20~20:10	(15:20~16:10)
	・自然の利用体験		
	・地域の課題		
	・地域の未来・将来像 (休憩)	20:10~20:20	(16:10~16:20)
	とりまとめ・発表	20:20~20:50	(16:20~16:50)
	講評	20:50~20:55	(16:50~16:55)
閉会	あいさつ	20:55~21:00	(16:55~17:00)

# 講師紹介

<全地域>




中井 克樹 先生  
(滋賀県立琵琶湖博物館研究部  
専門学芸員)

<大津・南部地域>



脇田 健一 先生  
(龍谷大学社会学部教授)

<甲賀地域>



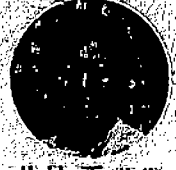
河瀬 直幹 先生  
(みなくち子どもの森  
自然館 学芸員)

<東近江地域>



山口 美知子 先生  
(東近江市  
一般社団法人 kikito)

<湖東地域>



北井 香 先生  
(滋賀県立大学地域共生センター  
特定プロジェクト研究員)

<湖北地域>



臈吹 露吾 先生  
(米原市社会福祉協議会)

<高島地域>

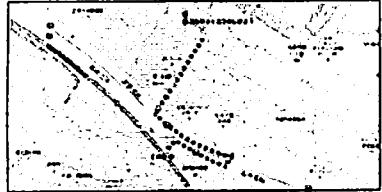


谷口 良一 先生  
(滋賀県観光交流局)

# アクセス




<大津・南部地域>



コラボしが21 中会議室1  
大津市打出浜2番1号  
Tel. 077-511-1400

<甲賀地域>




碧水ホール 会議室  
甲賀市水口町水口5671番地  
Tel. 0748-63-2006

<東近江地域>




八日市商工会議所 大会議室  
東近江市八日市東浜町1-5  
Tel. 0748-22-0186

<湖東地域>




彦根勤労福祉会館 中ホール1  
彦根市大東町4-28  
Tel. 0749-23-4141

<湖北地域>



長浜文化芸術会館 練習室1・2  
長浜市大島町大嶋37  
Tel. 0749-63-7400

<高島地域>



高島市内  
滋賀県高島市  
Tel. 0740-25-8000